様式第９号

指　名　停　止　措　置　の　概　要

１　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所	業者番号
有限会社アンカーライフシステム	常陸大宮市鷲子 1749	2-027471
株式会社若葉工務店	常陸大宮市鷲子 1217	2-000974

注）業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

２　指 名 停 止 措 置 期 間

令和８年 11 月３日　～　令和８年 12 月２日　（１か月）

３　指名停止措置の適用範囲　　茨城県が発注する建設工事

４　事実概要

有限会社アンカーライフシステム及び株式会社若葉工務店は、県北農林事務所発注の 507-57214-1A 令和７年度　第２－１号　県単山地治山事業工事（常陸大宮市高部）において、令和８年６月 12 日、床掘作業中に一時的に立てかけておいた敷鉄板の支持材を外したところ、鉄板が転倒し、作業員の左足が挟まれ、全治８週間の怪我を負った。

５　指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成６年７月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第１第７号ウに該当する。

＜指名停止等措置要領別表第１＞

措　　置　　要　　件	期　　間
安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故） ７　県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき（９に該当する場合を除く。）。 （略） ウ　工事等の関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき	当該認定をした日から１か月以上２か月以内

問　い　合　わ　せ　先
茨城県土木部監理課建設業担当 茨城県水戸市笠原町 978-6 電話　029－301-4334（ダイヤルイン）